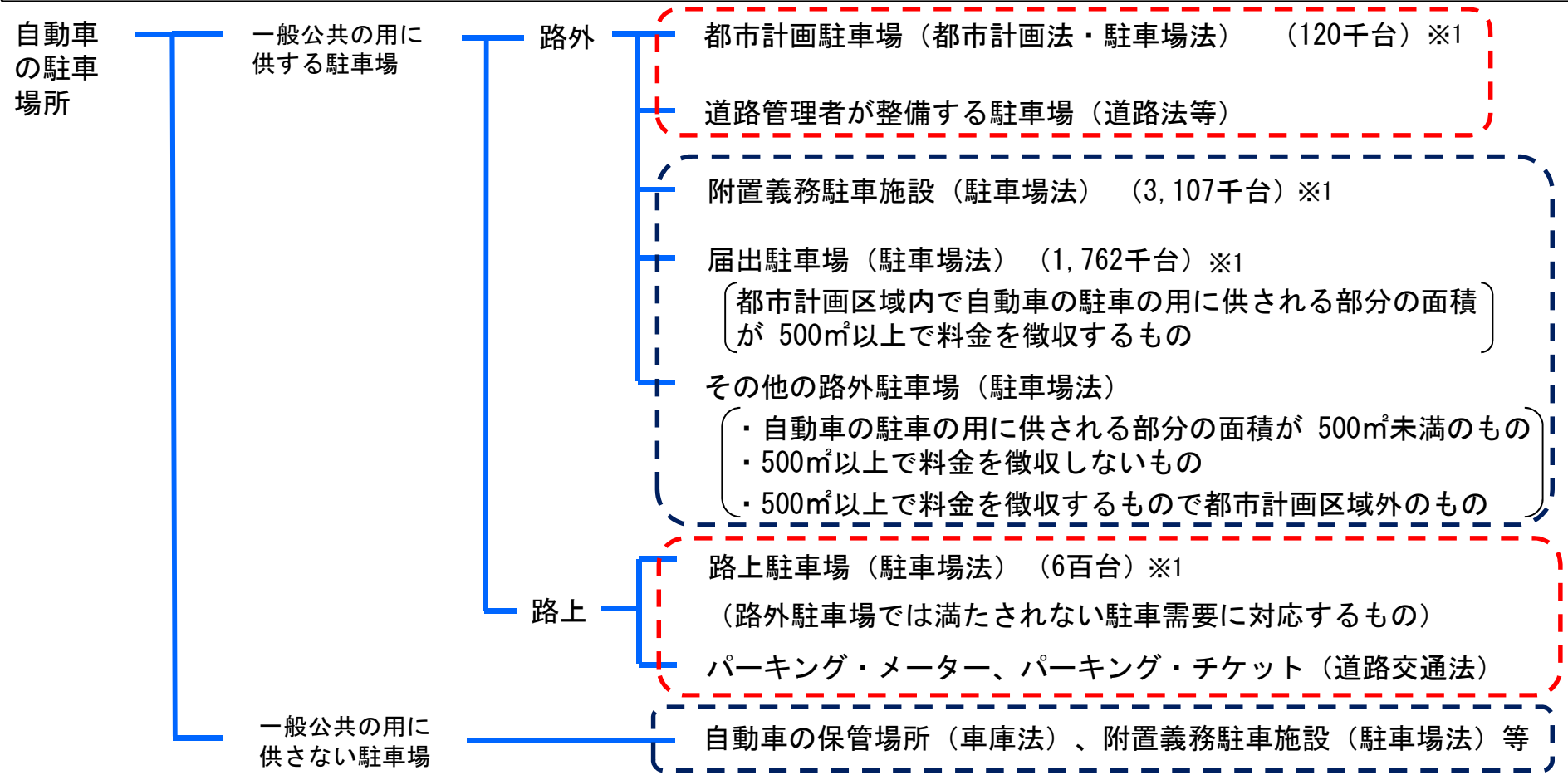


駐車場制度

平成29年9月7日
国土交通省都市局

駐車場の分類と統計(1)

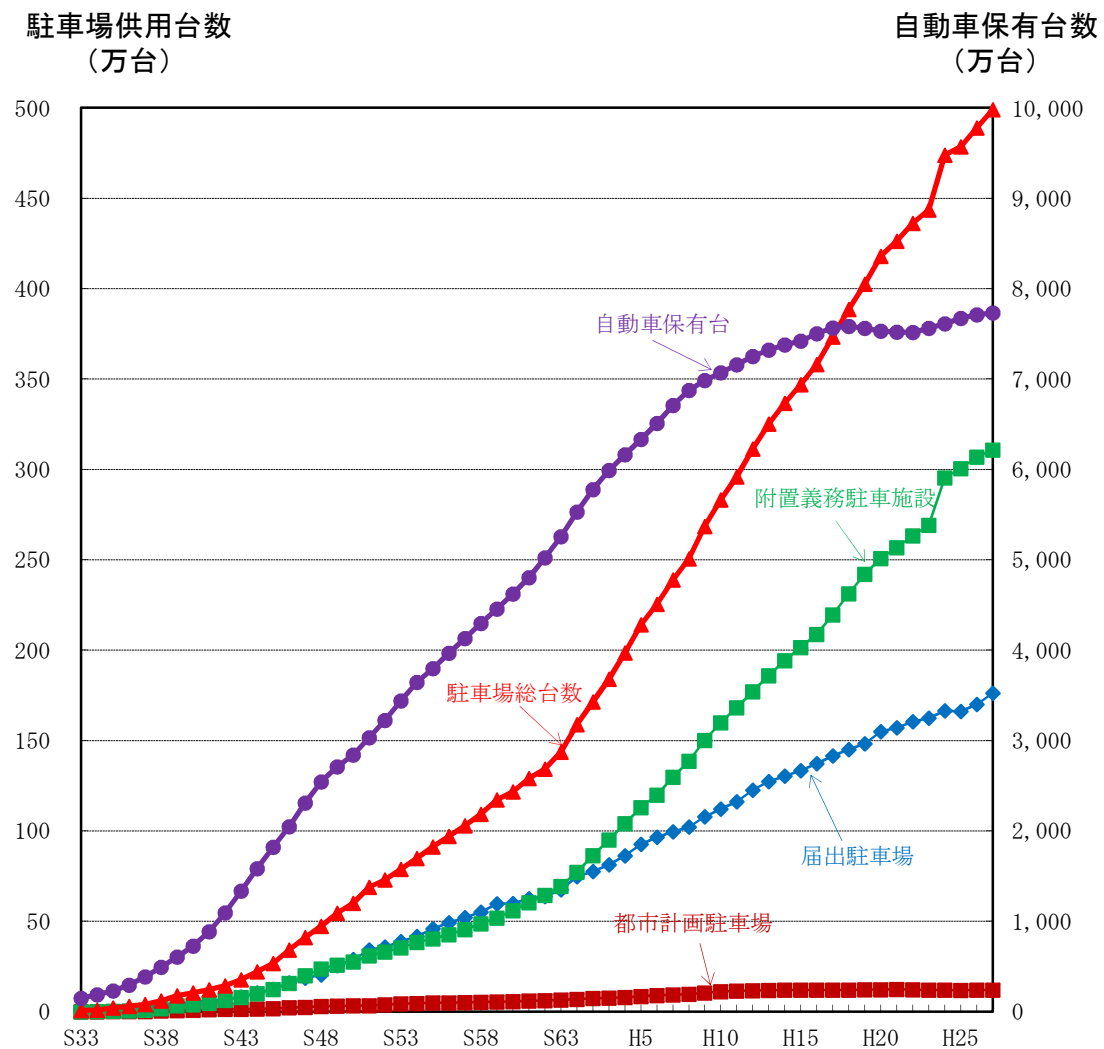
自動車の駐車場所は、一般公共の用に供する駐車場と、一般公共の用に供さない駐車場に大別される。



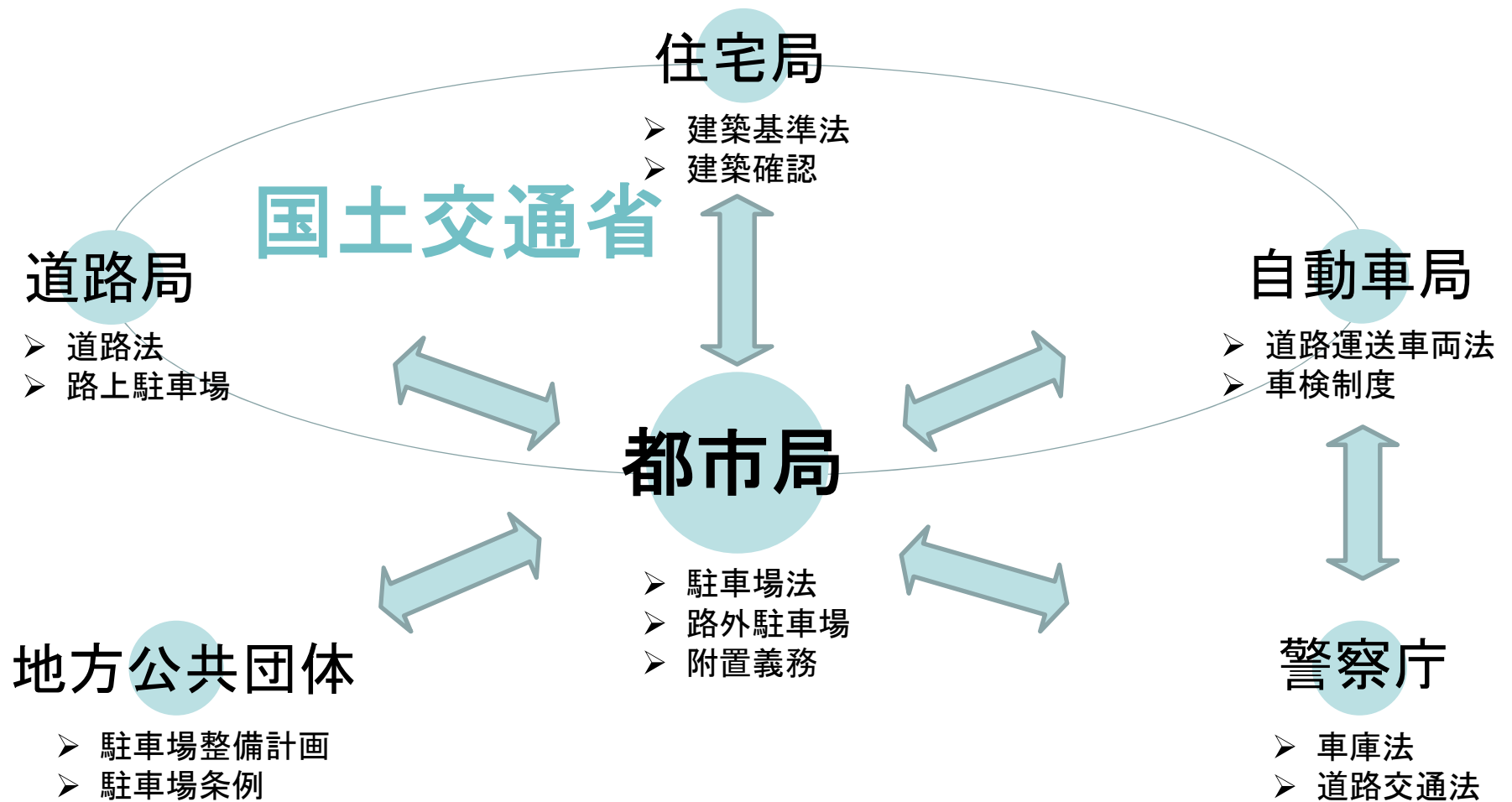
 主として公共主体が設置
 主として民間主体が設置

(※1)は平成27年度末

駐車場の分類と統計(2)



1950~60年代の自動車交通渋滞風景



<国から地方公共団体への支援>

- 駐車場の整備に対する補助金
- 地方公共団体が駐車施設の附置や自ら運営する駐車場の規程等を定める条例（駐車場条例）のモデルとなるガイドライン（標準駐車場条例）の作成

駐車場法(昭和32年法律第106号)

➤ 自動車の利用に際して必要となる駐車場を、地方公共団体及び民間事業者による駐車場整備により確保

- 目的 — 道路交通の円滑化、都市機能の維持・増進
- 「駐車場」は、自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるもの
- 地方公共団体は、都市計画において駐車場整備地区を定め、駐車場の整備のために必要な措置を講じるよう努める(例:駐車場整備計画)
- 民間事業者の整備する駐車場について、届出制度及び技術基準により適切な管理を確保(駐車場の技術的基準の制定)
- 駐車需要を生じさせる程度の大きい用途がある建築物については、新築等の時に駐車施設の附置を義務付け(附置義務)。建築確認制度において、附置義務を確認。(駐車施設の附置の義務付け)

駐車場の技術的基準の制定

➤ 駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の一般公共の用に供する路外駐車場について、その構造及び設備に関する技術的基準を遵守する義務を課す。

<主な技術的基準>

- ・ 出入口 道路交通法で定める駐停車禁止場所、小学校等の出入口から20m以内には設置不可 等
- ・ 車路 一方通行以外の車路の幅員5.5m以上 等
- ・ 高さ 駐車スペースの高さは、はり下2.1m以上

■機械式立体駐車場

- 駐車場法施行規則を改正(H27.1.1施行)し、大臣認定制度の下で機械式駐車装置の安全性についても一体的に審査・認定を行うこととしている。
- 登録認証機関である社団法人立体駐車場工業会は「機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準」を策定し、機械式駐車装置の安全性を認証している。

駐車施設の附置の義務付け

➤ 駐車需要を生じさせる程度の大きい用途がある建築物の建築主に対して、その新築、増築等の時に於いて駐車施設の附置を義務づける制度

- 国は地方公共団体に対して建築物の一般的な駐車需要から算定される必要な駐車施設台数の標準値を提示(標準駐車場条例)
- 義務付けられる駐車施設の数、地方公共団体が条例で定めるところにより、その建築物の用途・床面積に応じて決定される

<標準駐車場条例に基づく附置義務台数の例>

- ・人口が100万人以上の都市、駐車場整備地区内の事務所の場合・・・床面積250㎡毎に1台
- ・人口が50万人未満の都市、商業地域内の百貨店の場合・・・床面積150㎡毎に1台

主な技術的基準

- ・ 出入口 道路交通法で定める駐停車禁止場所、小学校等の出入口から20m以内には設置不可 等
- ・ 車路 一方通行以外の車路の幅員5.5m以上 等
- ・ 高さ 駐車スペースの高さは、はり下2.1m以上
- ・ 避難階段 直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車スペースを設ける場合には避難階段又はこれに代わる設備を設置
- ・ 防火区画 給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、耐火構造の壁または特定防火設備によって区画
- ・ 換気装置 内部の空気を1時間につき5回以上、直接外気と交換するものを設置すること
- ・ 照明装置 自動車の車路路面では10ルクス以上、駐車のに供する部分では2ルクス以上の明るさにすること
- ・ 警報装置 自動車の出入及び道路交通の安全確保に必要な警報装置を設けること

地方公共団体の取組

1. 駐車場整備地区の設定

- 地方公共団体は、商業地域や近隣商業地域等において、駐車場整備地区を定め、駐車場の整備のために必要な措置を講じるよう努める

2. 駐車場整備計画の策定

- 基本方針
- 目標年次及び目標量
- 駐車場の整備に関する施策
- 主要な路外駐車場の整備の計画
- (地域ルールによる駐車施設の整備)

※法律事項ではない

3. 都市計画駐車場の整備

- 地方公共団体が、駐車場整備地区内の長時間の自動車の駐車需要に応じるために設置
- 道路や公園の地下に整備する場合、道路管理者や公園管理者は占有を許可

4. 附置義務条例の制定

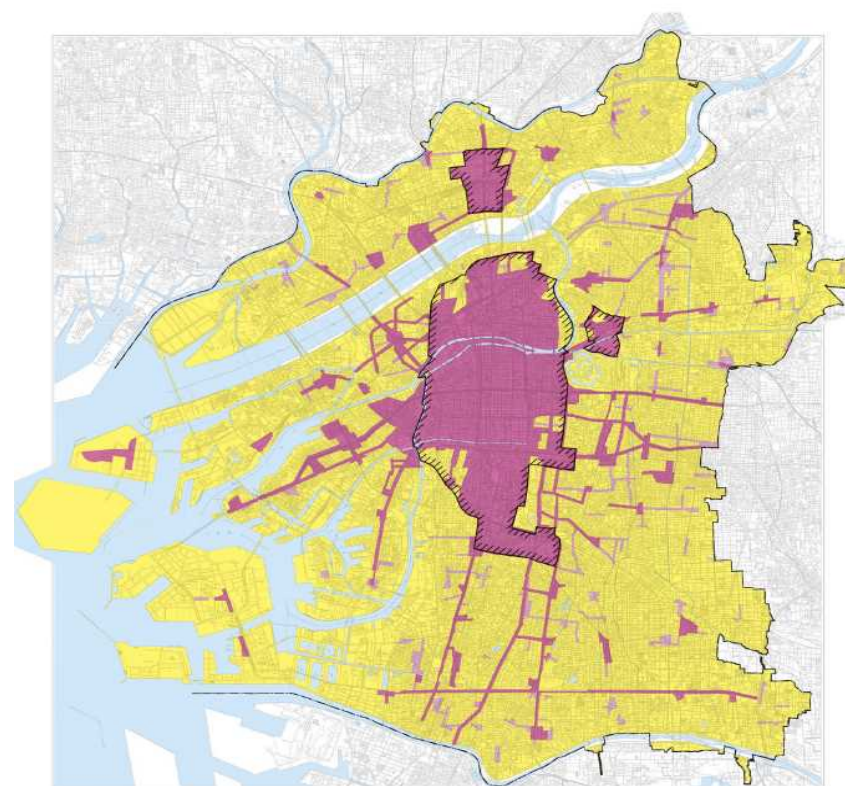
- 建築物の規模に応じ、原則としてその敷地内で一定の駐車施設を義務づける附置義務条例の制定

5. 是正命令等

- 駐車場の技術的基準への不適合、業務運営の法令違反について、路外駐車場管理者に対し是正のために必要な措置等をとることを命ずる

駐車場整備地区（大阪市）

Zone to be Provided Parking Places



 駐車場整備地区
Zone to be Provided Parking Places
  周辺地区
Surrounding District
  商業地域
Commercial District
  近隣商業地域
Neighborhood Commercial District

○地方公共団体による都市計画駐車場の整備事例

<上野中央通り地下駐車場>

- 東京都台東区が平成21年に整備した機械式駐車場
- 東京都による上野中央通り（都道、幅員36m）の地下歩道整備に合わせ、台東区が都市計画駐車場として整備
- 設置者：台東区
- 管理者：台東区（事務作業は民間事業者へ委託）
- 駐車台数：300台 24時間営業
- 構造：入出庫ロビー（B2）及び駐車格納階（B3）
- 敷地面積：5,400㎡ 延べ床面積：14,310㎡



駐車場入口

（参考）台東区 都市計画マスタープラン（抄）

○上野駅、御徒町駅の駅前空間の整備

上野駅周辺は、区内の各拠点への起点となるよう上野駅前広場をもてなしの空間として整備を図るとともに、地域の回遊性を高めるため、地下通路、地下駐車場等とのネットワークの形成、乗り換えの利便性向上等、交通結節点にふさわしい整備を推進する。



民間事業者の取組

1. 建築物への駐車施設の設置

- 駐車需要を生じさせる程度の大きい建築物の建築主は、駐車場法に基づく地方公共団体の条例によりその新築等の時に駐車施設を設置しなければならない（具体的な設置台数の基準は、地域の交通状況を踏まえて地方公共団体が条例で定める）



2. 路外駐車場（届出駐車場）

- 駐車のために供する部分の面積が500㎡（約30台分）を超えるものは、技術的基準への適合が必要。さらに、料金を徴収するものは都道府県知事等への届出が必要
- 届出駐車場の管理者は、技術的基準への適合、管理規程（供用時間、駐車料金等）の届出及びこれに従った運営、自動車の滅失・損傷についての損害賠償（※）等を行わなければならない（※ 善良な管理者の注意を怠らなかったことを証明する場合を除く）

駐車場政策の方向性

- 地球環境に優しく、持続可能な都市交通の実現に向けては、駐車場、公共交通、自転車、歩行空間の一体的な計画、整備が重要（総合的な交通連携）
- 駐車場を市街地外周部等に配置し、市街地への自動車流入を抑制するとともに、公共交通によるアクセス手段の確保、市街地における快適な歩行者空間の形成を推進。

総合的な交通連携の施策・事業の展開イメージ

